

東シナ海海域史における漂流史料の可能性について
-朝鮮王朝実録の一、二の史料から-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金沢, 陽 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21110

《随筆》

東シナ海海域史における漂流史料の可能性について
—朝鮮王朝実録の一、二の史料から—

金沢 陽

筆者は、かつて明代の民窯生産全体の推移を考察しようとして、史料の限界に直面したことがあった。それは民窯生産とその製品流通のような商工業に関する史料が、儒教が建前であった統治階級側の文献には記されにくかった事情によるものであろう。例えば地方志の風俗の記載などでも、その領域の人民が「農事為本、不事商賈（農業を本分として商賈を営まない）」であり、このことが美德とされ、施政担当者の功績として明記されている例がしばしば見られる。

明代民窯生産を探る資料として、事実をそのまま示すものとして考古資料に期待したが、発掘調査が全国均一に実施されているわけではなく、生産地遺跡（古窯址）の調査が“陶瓷考古学”の一環としてかなり進展しているのに対して、消費地遺跡の調査が、明代の都市が現代の都市と重複している場合が多いことから事例が少なく、全国の情勢を総合的に比較できる資料としては不十分であった。そこで全国を網羅的に覆う同時代史料として着目したのが、明代に全国的に編纂された地方志——とくに州・県志史料であった。地方志は事実をそのまま記録した部分もあると期待できるので、一定程度それに拠ることができると考えた。幸いなことに、明代州・県志史料で我国で閲読できるものだけでも、少なくとも600種類以上にのぼっており⁽¹⁾、明朝版図を全国的に覆っていて、また同時代史料として編纂時期の面では大部分が16世紀以降の明代後半期におさまっていた。ちなみに、陶磁関係の記載が見えた地方志は、125州県についての180州・県志であった⁽²⁾。その結果、16世紀以降の傾向として、景德鎮民窯製品の全国市場形成の下で、地方民窯が高級製品の市場を景德鎮製品に譲り、日用器皿やB級の海外輸出用製品の生産を行っていた状況に、傍証を得ることができた⁽³⁾。この時の州・県志の陶磁に関する記載はほとんどが断片的なものであったが、量的に集成することにより、その示す総合的・客観的な傾向をもって、その他の史・資料を補強することができた。

一方筆者は、陶磁交易史の学習の中で、明代から清代にかけての東シナ海海域の諸情勢について考察を迫られることがあるが、ここでも海域情勢を総合的・客観的に示し得る資・史料の必要を感じている。東シナ海海域をめぐる情勢は、明朝の海禁政策や清初の遷界令が大きな影響を及ぼしたが、貿易陶磁の考古学的研究と総合して、おおよそ軍事的必要が先行した時期には海禁の実効が顕著で、経済的要求が高まる時期には海禁が弛緩する傾向が看取できたと考えている⁽⁴⁾。

しかしその論拠は、『明実録』や明朝武官の著作など、統治階級側の記述に求めており、筆者の力量の限界もあって、顕著な、敢えて語弊のある言い方をすれば“都合の良い”史料に拠っていることは否めない。やはり、極力記述者の主観が避けられた客観的な史料を集成して補強してゆくべきであろう。そこで筆者が期待しているのが、海域における“漂流”現象に関する諸史料の記載である。

漂流現象は、官憲の記録にもまず事実として報告されるので、その部分については恣意的な記載でないと期待できる。さらに海域を跨いで漂流することもあるので、中国・朝鮮・日本・琉球を全体的に視野に入れるべき、東シナ海海域世界の情勢を示し得る史料が得られるのではないであろうか。

漂流の報告記事が期待できる史料の一つに王朝実録がある。この場合は明朝と朝鮮王朝のそれがまず期待されるが、試みに「漂流」をキーワードに検索すると、『明実録』が200件に満たないのに対し、『朝鮮王朝実録』には500件近く見えている。朝鮮王朝の場合は、海を行く漕運船の事例が多いが、海域を越えての漂流もあり、手始めに『朝鮮王朝実録』全体を解析して傾向を割り出すことは、試みておくべき作業であると考えられる。

『朝鮮王朝実録』の漂流民についての興味深い記事に、鄭氏による貿易活動と判る事例がある。朝鮮王朝の『顯宗改修実録』顯宗8年6月乙未の条には、

乙未、全羅監司洪處厚因濟州牧使洪宇亮牒報馳啓、略曰、唐船一隻漂泊州境。而所乘船片片破碎、所載物盡皆沉没、所餘無幾。漂到人九十五名、今方接置、俱不剃頭。觀其服色、聽其言語、則是漢人。招致其中爲首者林寅觀等、書問其居住及漂到之由、則以大明福建省官商人、將向日本商販、洋中遇風、以至於此云。……

と見えていて、「大明福建省官商人」で日本へ行って商いをしようとして難破漂流したと供述する唐船の「漢人」たちが、「不剃頭」＝清国人の決まりである“弁髪”をしていない、実は清朝に抗する者、鄭氏勢力の人々であることが示されている。顯宗8年(1667)は康熙6年にあたり、「商人」であり「所載物」＝積荷は皆沈没してしまったというのが真実ならば、まさに遷界令下に鄭氏勢力の貿易活動が明らかに存在していたことになる。そして、『顯宗改修実録』顯宗11年7月丙寅の条には、

丙寅……濟州牧使盧錠秘密馳啓曰、五月二十五日、漂漢人沈三・郭十・蔡龍・楊仁等、剃頭者二十二人、不剃頭者四十三人、所着衣服、或華制、或胡制、或倭制。到旌義境敗船。自言、本以大明廣東・福建・浙江等地人。清人既得南京之後、廣東等諸省服屬於清、故逃出海外香山島、興販資生。五月初一日、自香山登船、將向日本長崎。遇颶風漂到於此云。……

と見えていて、3年後、今度は「剃頭」・「不剃頭」入り交じり、服装も「華制」・「胡制」・「倭制」まちまちな漂流民の事情が述べられており、彼等は廣東・福建・浙江等の出身者で、清が南京を

占領した後、沿海諸省が清に服属してしまったため、広東の香山島を本拠に「販」=貿易を興こして生計をたてており、「長崎」に向かっていたことが供述されている。清に服属しない遷界令に抗する勢力、つまりは鄭氏勢力が、長崎貿易の一部をにっていたことになる。さらには、『肅宗実録』肅宗元年6月己未の条に、

己未……癸丑年間、有賣砂器者、泊船富平、只買笠帽等物。故相李浣領舟師西赴時、偶見浙江畫器、見其器驚曰、此浙江所造、何以來此。欲捕之不得。其後使臣歸言、錦與胡戰、一軍以笠帽、效我人服色、故清人疑我云。始知爲砂器所易。……

と見え、康熙12年にあたる肅宗の癸丑年間に、「砂器」・「浙江畫器」を売って「笠帽等物」を買う者があり、これは「錦」=鄭錦（鄭成功の子、鄭経の別名）が「胡」=清と戦う時、朝鮮の笠帽を着けて朝鮮兵を装い、清軍を欺く手段としていることが述べられている。もとより「砂器」・「浙江畫器」が中国陶磁器であって鄭氏勢力による陶磁貿易の事例であるとする保証は無いが、一つの貿易活動を示す史料で、しかも戦争物資の獲得手段として鄭氏貿易の一面が垣間見えて、遷界令の性格を反映していると言えよう。このような具体的記述はなかなか得られないであろうが、断片的な史料も含めて集成を行ってみたいと考えている。

寺内威太郎先生の退休に際して、受業生のみなさんが論集を捧呈される機会に乗じて、厚顔の誹りを覚悟のうで雑文を呈させていただいた次第である。願わくは、学務の御多忙から解放されてますます推進される御研究の合間に、我々門外の者にも、お見捨てなく御指導賜れば幸いである。

註

- (1) 山根幸夫・細野浩二編『(増補)日本現存明代地方志目録』(東洋文庫明代史研究室、1971年)、山根幸夫編『(新編)日本現存明代地方志目録』(汲古書院、1995年)に拠る。
- (2) 拙著『明代窯業史研究—官民窯業の構造と展開—』(中央公論美術出版、2010年)図1・2、表1参照。
- (3) 前掲拙著、237頁。
- (4) 拙稿「明から清にかけての海禁政策と民間貿易への影響について」(『貿易陶磁研究』No.19)97-108頁参照。

(公益財団法人 東洋文庫研究員 (客員))